

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類
財政援助団体等監査
- 2 監査等の対象
出資団体
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
- 3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容
この監査は、令和元年度に執行した出資団体に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。
- 5 監査等の日程
令和３年３月２９日（月）
- 6 監査等の結果
出資団体に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。
- 7 各対象の監査結果
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

所管課 文化生涯学習部文化生涯学習課

指摘事項

〈第三者による実施〉

茅ヶ崎市民文化会館に関する協定書第１７条第１項では、「受託者が、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、該当するものについて、協定書に定められている承諾を行っていませんでした。

出資団体 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

指摘事項

〈給与及び時間外勤務手当〉

財団職員の時間外勤務手当、嘱託職員の給与及び時間外勤務手当について、計算誤り等による過払いが５件、過少払いが１９件ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈通勤手当の返納〉

財団職員の転居に伴う通勤手当の返納について、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団職員の給与に関する規程第27条と異なる運用をしていました。

〈第三者による実施〉

茅ヶ崎市民文化会館に関する協定書第17条第1項では、「受託者が、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、該当するものについて、協定書に定められている承諾を受けていませんでした。

〈茅ヶ崎市民文化会館舞台機構設備保守点検業務 外2件〉

- 1 茅ヶ崎市民文化会館舞台機構設備保守点検業務
- 2 茅ヶ崎市民文化会館舞台照明設備保守点検業務
- 3 茅ヶ崎市民文化会館舞台電機音響設備保守点検業務

以上3件の契約について、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団契約規程第13条では、「随意契約を締結しようとするときは、第5条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が100万円未満の契約をするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。」と規定されていますが、100万円以上の随意契約を締結するにあたり、予定価格調書を作成していませんでした。

〈公益法人財務会計・人事給与計算システム、ハードウェア一式〉

公益法人財務会計・人事給与計算システム、ハードウェア一式について、消費税増税による変更契約をせずに支払いをしていました。

〈埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金〉

埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金について、決算支出内訳書に誤りがありました。

〈財団管理経費〉

市民文化会館の指定管理における役員報酬等の按分について、経理上適当でないものがありました。

〈小口現金出納簿〉

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団財務規程第26条第4項に定められている小口現金出納簿が作成されていませんでした。